

平成 30 年度 金融庁調達改善計画

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

このため、金融庁においては、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議）を踏まえ、次のとおり、調達改善の取組を推進することとする。

（１）重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

ア．調達の現状分析

金融庁の平成 28 年度の契約件数は 210 件、契約金額は 5,668 百万円である。平成 27 年度と比較すると、件数は 4 件増、金額は 2,657 百万円増となっており、平成 28 年度にシステム更改経費（金融庁業務支援統合システム：1,059 百万円、有価証券報告書等電子開示システム：757 百万円）として複数年契約があったことが主な金額増要因である。

各契約種別における競争性の有無の割合については、平成 27 年度と概ね同程度の水準となっており、競争性のない随意契約については、金融庁契約監視委員会等において審議し、その適切性を確認している。

平成 29 年度の調達改善計画において、一者応札が複数年にわたり続いている案件については、重点的な取組として「公募への移行と価格交渉実施の検討」を掲げているところ、コスト削減の効果が継続的に出ていることを踏まえ、当該取組を引き続き行うこととする。

表 1 平成 28 年度金融庁における調達の契約種別

(単位：件、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性の ある契約	競争入札	99	47.1%	2,320	40.9%
	企画競争による 随意契約	11	5.2%	359	6.3%
	公募による随意 契約	49	23.3%	2,487	43.9%
	不落・不調に よる随意契約	—	—	—	—
	小計	159	75.7%	5,165	91.1%
競争性のない随意契約		51	24.3%	503	8.9%
合計		210	100%	5,668	100%

(注 1) 平成 28 年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注 2) 金額及び比率は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表2 平成28年度金融庁における調達の実績状況

(単位：件、百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	39	1,671	60	649	99	2,320
割合	39.4%	72.0%	60.6%	28.0%	100%	100%
企画競争による随意契約	2	223	9	136	11	359
割合	18.2%	62.2%	81.8%	37.8%	100%	100%
公募による随意契約	49	2,487	—	—	49	2,487
割合	100%	100%	—	—	100%	100%

(注1) 平成28年度の契約に関する統計及び内閣官房調査等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3 平成28年度金融庁における調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

	本庁		地方支分部局等		庁全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
電力(A)	—	—	—	—	—	—
割合(A/F)	—	—	—	—	—	—
ガス(B)	—	—	—	—	—	—
割合(B/F)	—	—	—	—	—	—
情報システム(C)	68	4,511	—	—	68	4,511
割合(C/F)	32.4%	79.6%	—	—	32.4%	79.6%
消耗品(D)	10	72	—	—	10	72
割合(D/F)	4.8%	1.3%	—	—	4.8%	1.3%
その他(E)	132	1,085	—	—	132	1,085
割合(E/F)	62.9%	19.1%	—	—	62.9%	19.1%
合計(F)	210	5,668	—	—	210	5,668

(注1) 平成28年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 「情報システム」の計数は、当庁の契約データベースの分類データを用いている。

イ. 重点的な取組

調達の現状分析及びこれまでの調達改善の実施状況を分析した結果を踏まえ、別紙1のとおり取り組むこととする。

ウ. 共通的な取組

今般、行政改革推進本部事務局より、全府省庁が共通して実施する取組を「共通的な取組」と位置付けられ、平成 30 年度調達改善計画においては、以下の各項目が指定された。

① 調達改善に向けた審査・管理の充実

調達の現状分析及びこれまでの調達改善の実施状況を分析した結果を踏まえ、別紙 1 のとおり取り組むこととする。

② 地方支分部局等における取組の推進

金融庁に地方支分部局等は設置されていないため該当なし。

③ 電力調達、ガス調達の改善に係る取組

金融庁は中央合同庁舎第 7 号館に入居し、施設の維持管理・運営を行う PFI 事業者が電力調達及びガス調達を実施しているため該当なし。

エ. その他の取組

その他の調達改善に係る取組については、別紙 2 のとおり実施することとする。

(2) 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をその後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

(3) 調達改善の推進体制等

① 推進体制

「行政事業レビュー推進チーム」が調達改善を推進する。

(参考) 行政事業レビュー推進チーム

統括責任者 総括審議官

副統括責任者 総務企画局総務課長

〃 政策課長

メンバー 各局総務課長等

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとする。また、調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を必要に応じて開催し、その結果を推進チームへ報告する。

② 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては行政事業レビューのための外部有識者及び金融庁契約監視委員会の外部有識者の意見を活用するものとする。

③ 内部監査の活用

毎年度実施している内部会計監査における監査項目として、調達改善計画の進捗状況を設定し、調達改善計画の検証や評価を行う。

(4) その他

調達改善計画に関する取組状況等については、金融庁のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。

以上

重点的な取組、共通的な取組

平成30年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		競争性確保に向けた情報システム関連調達に係る調達予定案件の公表や仕様の見直しの検討の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業者が入札に参加するための検討期間を確保する観点から、当庁の中長期的な調達予定案件(スケジュール)の公表を実施 ・仕様について、CIO補佐官等の知見や、複数の事業者へのヒアリング結果を活用し、より競争性を高める見直しを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応募事案については、価格交渉による調達コスト縮減に取り組んでいるが、平成29年度上半期自己評価を踏まえ、仕様の見直しの検討等により、競争性の確保を図る必要があると考えるため。 	A+	H30	・情報システム調達案件の一者応募の改善	—
	○	同一事業者による一者応札が複数年度にわたる案件について、公募への移行と価格交渉を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な改善策を講じたにもかかわらず、複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続している案件については、特定の一者以外には契約の履行が困難であると考えられる場合、契約金額の適正性を検証することを前提に、公募への移行を実施 ・公募に移行した場合には、価格の参考見積の根拠等の精査を通じて、調達案件に適切な仕様及び調達予定金額となるよう価格交渉を実施 		A	H28	・仕様・調達予定金額の適正性確保を通じた調達コストの縮減	—
	○	共同調達における契約額の適正性の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達を実施する事務用消耗品等の契約価格について、インターネットを活用し市場価格との比較・分析を実施 		A	H30	・共同調達における契約額の適正性の確認を通じた調達コストの縮減	—

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の取得について、現状2者以上としているところ、3者以上取得するよう変更し、競争性を高める取り組みを実施 	新規
<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムを調達する際に作成する仕様書について、情報システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者(CIO補佐官等)による審査を実施 ・情報システムの調達後において、業務の繁忙等の運用状況を踏まえたコスト削減など、必要に応じて改善を実施し、次回調達にも反映(外部有識者(CIO補佐官等)も必要に応じて審査。) ・システム監査計画(内部監査)に基づきシステムが有効に機能しているかどうかを検証すると共に、併せてシステム投資の妥当性・有効性についても検証し、指摘事項について改善をフォローアップ。 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎エントランスに調達情報／オープンカウンターコーナーを設置し、当コーナーにて見積依頼書を公開配布 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・今年度においても、前年度と同様に継続して共同調達を実施 ・汎用的な物品・役務の発注について、発注単位の集約を検討する等、更なる共同調達の実施に向けた方策を検討 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートカード方式での海外出張経費の精算やETCカードでの高速料金の支払いに際して、クレジットカード決済を実施 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・入札情報等の調達情報をメールマガジンにて配信 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施 	継続